

議案第五十三号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年九月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区体育施設等に関する条例（昭和三十二年杉並区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（休場日及び開場時間）

第三条の二 体育施設等の休場日及び開場時間は、杉並区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

第五条第一項を次のように改める。

公園施設の使用料は、別表第三のとおりとし、体育施設の利用料金は、別表第四のとおりとする。

第七条の見出しを「（利用料金の納付等）」に改め、同条中「第十七条第一項の規定に基づき管理の委託を受けた公共的団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者（第十七条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第九条までにおいて同

じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第八条第二項及び第九条第二項ただし書中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

（杉十小温水プールの管理）

第十六条 杉十小温水プールの管理については、杉並区立学校施設使用料条例（昭和三十九年杉並区条例第四号）に規定するもののほか、第三条、第四条及び第十条から前条までの規定を準用する。

（指定管理者による管理）

第十七条 委員会は、第三条に規定する趣旨を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育施設の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

一 第四条の規定により、体育施設の使用を承認すること。

二 第十二条の規定により、同条第一号又は第二号に該当すると認めたときに、体育施設の使用を承認しないこと。

三 第十三条の規定により、同条第一号に該当するとき、使用者がこの条例及び指定管理者の指示に従わないとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、体育施設の使用条件の変更又は使用の停止若しくは承認の取消しをすること。

- 四 施設及び設備の維持管理（委員会が指定する修繕等を除く。）に關すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務
- 第十八条を第二十三条とする。
- 第十七条の次に次の五条を加える。

（指定管理者の指定）

第十八条 委員会は、体育施設の指定管理者を指定しようとするときは、公募又は委員会規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 管理の業務について相当の知識及び経験を有すること。
- 二 安定した経営基盤を有すること。
- 三 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- 四 体育施設の効用を最大限に發揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- 五 使用者の平等利用の確保及び使用者へのサービス向上を図ることができること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、委員会規則で定める基準

（指定管理者の指定の取消し等）

第十九条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する委員会の指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、委員会が臨時に体育施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第四に定める額の範囲内において、委員会が定める使用料を徴収する。

（指定管理者の告示）

第二十条 委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第二十一条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、委員会規則で定めるところにより、管理の業務に関し

事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(協定の締結)

第二十二条 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
 - 二 個人情報の取扱いその他の体育施設の管理の基準に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項
- 別表第三中

塚山公園運動場	二時間につき	一面	二、五 円
---------	--------	----	----------

を

松ノ木運動場	二時間につき	一面	三、二 円
塚山公園運動場	二時間につき	一面	二、五 円

に、

柏^{かし}の宮公園庭球場

を

松^{かし}ノ木運動場
柏^{かし}の宮公園庭球場

に、

関根文化公園プール		和田堀公園プール 阿佐谷けやき公園プール		施設区分
一般		貸切り	一般	
一人、二時間につき		一時間につき	一人、二時間につき	
大人	小人（中学生以下）	全面	大人	小人（中学生以下）
三円	一五円	一五、 円	四 円	二 円
使用料				

に改

(四)
プール

井草森公園運動場		蚕系の森公園運動場	
二時間につき		二時間につき	
半面	全面	全面	
五、 円	一、 円	二、五 円	

井草森公園運動場	
二時間につき	
半面	全面
五、 円	一、 円

を

める。

別表第四 (一) 野球場の部中

下高井戸運動場
松ノ木運動場
上井草運動場

を

下高井戸運動場
上井草運動場

に改め、同表 (二) 庭球場の部中

妙正寺体育館
松ノ木運動場
上井草運動場

を

妙正寺体育館
上井草運動場

に改め、同表 (四) 運動

場の部中

蚕糸の森公園運動場	下高井戸運動場		
	二時間につき		
二時間につき	全面	半面	全面
	二、五 円	三、二 円	五、一 円

を

め、同表(八)プールの部中

関根文化公園プール		高井戸温水プール 上井草温水プール		和田堀公園プール 阿佐谷けやき公園プール		
一般		貸切り	一般	貸切り	一般	
一人、二時間につき		二時間につき	一人、一時間につき	一人、一時間につき	一人、二時間につき	
大人	小人(中学生以下)	一コース	大人	小人(中学生以下)	大人	小人(中学生以下)
三円	一五円	六円	二五円	一三円	四円	二円

を

下高井戸運動場		二時間につき	
半面	全面	三、二円	五、一円

に改

高井戸温水プール 上井草温水プール		
貸切り	一般	
二時間 につき	一人、 一時間 につき	一人（中学生以下）
一コース	大人	小人（中学生以下）
六、 円	二五 円	一三 円

に改

める。

別表第六を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区体育施設等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十七条第一項の規定により管理を委託している体育施設、公園施設及び杉並区立杉並第十小学校温水プールについては、改正前の条例第五条第一項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第二項、第十六条、第十七条、別表第三、別表第四及び別表第六の規定は、平成十八年九月一日（同日前に、この条例による改正後の杉並区体育施設等に関する条例第十八条の規定により当該体育施設の指定管理者を指定した場合にあっては当該指定の日とし、公園施設及び杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理の委託が終了した場合にあっては、その終了日とする。）までの間は、なおその効力を有する。

（提案理由）

体育施設に指定管理者制度を導入する等の必要がある。

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（休場日及び開場時間）</p> <p>第三条の二 体育施設等の休場日及び開場時間は、杉並区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。</p> <p>（使用料等）</p> <p>第五条 公園施設の使用料は、別表第三のとおりとし、体育施設の利用料金は、別表第四のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>（利用料金の納付等）</p> <p>第七条 利用料金は、指定管理者（第十七条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。）に</p>	<p>（使用料等）</p> <p>第五条 体育施設等の使用料は、別表第三のとおりとする。ただし、体育施設等のうち、第十七条第一項の規定に基づきその管理を委託したものの利用料金は、別表第四のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>（利用料金の納付）</p> <p>第七条 利用料金は、第十七条第一項の規定に基づき管理の委託を受けた公共的団体（以下「管理受託者」という。）に</p>

納付しなければならない。

2 略

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(使用料等の減免)

第八条 略

2 指定管理者は、前項の委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができ

る。

(使用料等の不還付)

第九条 略

2 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、前項の委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができ

る。

(杉十小温水プールの管理)

第十六条 杉十小温水プールの管理については、杉並区立学校施設使用料条例(昭和三十

納付しなければならない。

2 略

(使用料等の減免)

第八条 略

2 管理受託者は、前項の委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができ

る。

(使用料等の不還付)

第九条 略

2 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、管理受託者は、前項の委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができ

る。

(杉十小温水プールの管理)

第十六条 杉十小温水プールの管理については、第三条、第四条及び第十条から前条ま

十九年杉並区条例第四号)に規定するもののほか、第三条、第四条及び第十条から前条までの規定を準用する。

(指定管理者による管理)

第十七条 委員会は、第三条に規定する趣旨を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

一 第四条の規定により、体育施設の使用

での規定を準用する。

2 杉十小温水プールの利用料金については、杉並区立学校施設使用料条例(昭和三十九年杉並区条例第四号)の規定にかかわらず、同条例別表第一及び別表第二に規定する使用料の額を利用料金とみなして、第七条第一項、第八条第二項、第九条第二項及び次条第三項の規定を適用する。この場合において、利用料金は、同条例別表第三の使用券により納付することができる。

(管理の委託)

第十七条 委員会は、別表第六に掲げる体育施設等及び杉十小温水プールの管理を公共的団体である財団法人杉並区スポーツ振興財団に委託することができる。この場合において、当該公共的団体との間に委託の範囲、管理の方法その他委託に関し必要な事項を定めなければならない。

2 前項の規定に基づき管理を委託したとき

を承認すること。

二 第十二条の規定により、同条第一号又は第二号に該当すると認めたときに、体育施設の使用を承認しないこと。

三 第十三条の規定により、同条第一号に該当するとき、使用者がこの条例及び指定管理者の指示に従わないとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、体育施設の使用条件の変更又は使用の停止若しくは承認の取消しをすること。

四 施設及び設備の維持管理（委員会が指定する修繕等を除く。）に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第十八条 委員会は、体育施設の指定管理者を指定しようとするときは、公募又は委員会規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとする

は、区長は、予算の範囲内において、当該委託した事務の執行に要する経費を委託料として支払うものとする。

3 管理受託者は、第五条に定める利用料金を当該管理受託者の収入として收受することができるとができる。

- るものは、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。
- 3 | 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認めるものを指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
- 一 | 管理の業務について相当の知識及び経験を有すること。
 - 二 | 安定した経営基盤を有すること。
 - 三 | 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
 - 四 | 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
 - 五 | 使用者の平等利用の確保及び使用者へのサービス向上を図ることができること。

六 前各号に掲げるもののほか、委員会規則で定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第十九条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 管理の業務又は経理の状況に関する委員会の指示に従わないとき。

二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、委

員会が臨時に体育施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第四に定める額の範囲内において、委員会が定める使用料を徴収する。

(指定管理者の告示)

第二十条 委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第二十一条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、委員会規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(協定の締結)

第二十二條 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項

二 個人情報情報の取扱いその他の体育施設の管理の基準に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、体育施設の管理に關し必要な事項

(委任事項)

第二十三條 略

(委任事項)

第十八條 略